

ソフトウェア使用許諾契約書

ソフトウェア使用許諾契約書（以下「本契約」といいます）は、ユニオンシステム株式会社（以下「ユニオンシステム」といいます）のソフトウェア商品（プログラム、データ、解説書、修正プログラム、機能アッププログラム及びファイルなど以下「本商品」といいます）の使用許諾に関する、契約者（以下「お客様」といいます）とユニオンシステムとの法的な契約です。お客様が本契約条項に同意された場合のみ、本商品をご使用できます。

第1条（ソフトウェア使用許諾）

ユニオンシステムは、本契約に定める条件に従い、本商品の非独占的かつ譲渡不能な使用权をお客様に許諾いたします。

第2条（知的財産権）

1. 本商品は、日本国内外の著作権法並びに著作権者の権利及びこれに隣接する権利に関する諸条約、その他知的財産権に関する法律によって保護されています。
2. 本商品の著作権、所有権その他一切の権利（以下、「知的財産権」といいます）はユニオンシステムが保有しています。
3. 本商品は、本契約の条件に従い、ユニオンシステムからお客様に対して使用許諾されるもので、本商品の知的財産権がお客様に移転するものではありません。

第3条（使用条件）

1. 契約者名義で本商品を使用することとします。
2. 本商品は、ユニオンシステムによる Web/USB ライセンス管理の下で使用することとします。
3. 本契約場所でのみ、本商品の使用を有効とします。複数拠点で使用する場合は、主契約（管理）拠点及び拠点契約場所でのみ本商品の使用を有効とします。
4. 設置された任意台数のコンピューターの中で、契約ライセンス数を使用することとします。
5. 日本国内のコンピューターでのみ本商品を使用することとします。ただし、お客様より日本国外の使用の申し入れがあった場合、お客様及びユニオンシステムは協議により使用を認める場合があります。

第4条（譲渡等の禁止）

1. 譲渡、リース、転貸、その他の方法で本商品の全部または一部の権利を移転することはできません。
2. 合併等により名義の変更があった場合は、存続法人格による再契約により継続するものとします。

第5条（不正使用の禁止）

1. 本商品の全部または一部を複製、解析、改変することはできません。
2. 解説書に規定された以外の方法で使用することはできません。
3. 出力結果をなんらかの手段で改変することはできません。
4. 本商品の不具合情報を告知したにもかかわらず、その条件で使用することはできません。
5. 本商品（プログラム部分）をリバースエンジニアリングすることはできません。

第6条（保証・責任）

1. ユニオンシステムは、本商品を正しく使用していただくための情報をお客様に提供します。
2. ユニオンシステムは、本商品の実行及び計算結果に不具合がないこと、本商品のアドイン動作並びにアドインにともなうユニオンシステムソフトウェア・他社ソフトウェアの実行及びデータの整合性につき如何なる保証をするものではありません。
3. ユニオンシステムは、本契約に定める場合を除き、お客様が本契約に基づき許諾された使用权を行使することにより、お客様または第三者に生じた損害に関していかなる責任も負わないものとします。
4. ユニオンシステムは、管理、運営するサーバー及びインターネットのトラブルや障害により、お客様または第三者に生じた損害に関していかなる責任も負わないものとします。

5. 本商品または本契約に起因するお客様に対するユニオンシステムの損害賠償責任は、いかなる場合にもお客様の既払い購入料または既払いレンタル料（ASP 使用料を含む）を上限とします。総合・個別メンテナンス費用または SS21 シリーズ・UNION BIM シリーズソフトウェア年間使用・保守サービス費用は、当該年度 1 年を上限とします。ただし、メンテナンス契約または年間使用・保守サービスの締結及び最新版のプログラムを使用していることが条件となります。

第7条（お客様の負担・責任）

1. 本商品によって得られた結果に対して、お客様は検査責任を負うものとします。
2. 本商品の使用によって発生する電話またはその他の通信料金はお客様の負担となります。
3. ユーザーID 及びパスワード情報の機密を保持する責任を負うものとします。
4. 第3条、第4条、または第5条に違反したことが、第三者による通告またはユニオンシステムが管理、運営するサーバーの情報により確認できた場合、ユニオンシステムは違約金・損害賠償を請求できるものとします。その請求額は、事実確認に要した費用と不正使用された本商品定価の3倍とします。

第8条（商品の改訂）

本商品は不具合修正、機能追加、機能変更等の改訂を行う場合があります。お客様は、別途定める料金を改定した商品と交換することができます。

第9条（データの取り扱い）

商品の品質向上、利便性向上、サービス提供、商品企画を目的に関連する一部のデータを取得し、個人・事業者・物件が識別できない統計データに加工した上で、使用する場合があります。

第10条（契約の違反）

お客様が本契約の条項に違反した場合、その他本契約を継続できない事由がある場合、本契約は解除されますが既払い金は返還いたしません。

第11条（協議）

本契約に定めのない事項及び本契約に関する疑義について、お客様及びユニオンシステムは誠意をもって協議し、その解決にあたるものとします。

第12条（合意管轄）

本契約に関わる紛争については、ユニオンシステム本社を管轄する地方裁判所を専属管轄とします。

制定日 1987年08月03日

改定日 2022年12月26日